

# 働きやすい職場を作るための 私たちの権利 2024

## 茨城県高等学校教職員組合

(〒310-0853 茨城県水戸市平須町 1-93)

Tel : 029-305-3075 Fax : 029-305-3317

URL <https://ihsfu.net>

E-mail : [iba-kou@ihsfu.net](mailto:iba-kou@ihsfu.net)



マモルン

QRコードを読み込んで、  
組合のホームページも見てね！

茨城県の職員に対しては、様々な休暇制度があり、  
県立学校教職員の時間外勤務に上限規制もあります。  
私たちの権利は、働きやすい職場を作るためのものです。  
この「権利チラシ」を活用して、一緒に働きやすい職場を作りましょう。

年次休暇 (年休)	初任者(4月採用)で15日、次の年の1月に20日付与、最大で20日繰越され、40日までとることができるようになります。(会計年度任用職員(非常勤講師等)の方は、原則、採用時に最大5日付与され、6月勤務時点で10日までとることができるようになります)。	
療養休暇 (療休)	負傷又は疾病のため療養する場合に取得できる休暇です。1週間を超えない限り、医師の診断書の提出は必要ありません。療休は連続して取得する場合、90日が限度です。連続8日以上療休を取った後に、20日間以上勤務すると療休はリセットされます。 <b>※会計年度任用職員の方々も、有給休暇として認められるようになりました！</b>	
家族 看護休暇	看護の対象者	* すべての子 * 配偶者 * 父母、配偶者の父母(同居の有無は問わず)
	取得日数	* 5日(中学生までの子が2人以上いて、その子を看護する場合は10日)
	看護の範囲	* 負傷し、若しくは疾病にかかった <b>対象家族</b> の世話
	取得単位	* 日・半日・時間単位
<b>会計年度任用職員の方々も、上記の内容を有給の休暇として利用できるようになりました！</b>		
短期 介護休暇	疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫、その他人事委員会が定める者を介護する場合、年5日(対象者が2人以上の場合は10日)取得できます。休暇は、日・半日・時間単位で取得できます。 <b>※会計年度任用職員の方々も、有給休暇として認められるようになりました！</b>	
リフレッシュ休暇	2023年度に以下の条件を満たした教職員は、 2024年度にリフレッシュ休暇を取ることができます。次年度に取ることはできません。 ①年齢35歳以上かつ勤続10年以上(2日間) ②年齢40歳以上かつ勤続15年以上(2日間) ③年齢45歳以上かつ勤続20年以上(2日間) ④年齢50歳以上かつ勤続25年以上(5日間) ⑤年齢55歳以上かつ勤続30年以上(2日間)  年度当初に、リフレッシュ休暇取得の対象になるかを管理職と確認しましょう。	
育児に 関わる 休暇	育児に関わるに休暇制度が大きく変わりました。 高教組ホームページに解説ページを作りましたので、 右のQRコードから入って、ご覧ください。	



なお、互助会会員であれば、35歳の時に  
2万円、50歳の時に3万円が支給されま  
す。

職員の 出産休暇	出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に 当たる日から出産の日後8週間後に当たる日までの期間内にお いてあらかじめ必要と認める期間	
長期 出生休 <sup>ト</sup> 休暇 (短期 出生休 <sup>ト</sup> 休暇)	<p>①対象者：体外受精・顕微授精により赴任治療を受けている 女性教職員</p> <p>②承認を与える期間</p> <p>(1) 長期の場合：1年（分割して取得する場合は通算して 365日）を限度とし、日を単位として承認される。</p> <p>なお、当該休暇を1年（分割して取得する場合は通算して365日）取得した場合において は、</p> <p>出産（死産及び流産を含む妊娠4ヶ月以上の分娩）後に、新たに当該休暇を申請できる。</p> <p>(2) 短期の場合：10日間 ※会計年度任用職員の方もこの休暇を原則10日間とれます！</p>	
健康管理 休暇	<p><b>「生理休暇」の名称が変わりました。</b></p> <p><b>生理のために、必要と認める日または時間として、2日間までとれます。</b></p>	
会計年度 任用職員の 妊産婦の方 の特別休暇	妊産婦の方の健康診断、保健指導、妊娠中の通勤緩和に関する特別休暇も有給休暇と認められるよ うになりました。	

次の内容についても、大切に覚えておきましょう。

研 修	教育公務員特例法は「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養につとめ なければならない」「授業に支障が無い限り、校長の承認を受けて職場を離れて研修を行うこと ができる」と規定しています。夏季休業中や学校閉庁期間などは研修計画書等を提出して職務 としての研修を積極的に行いましょう。
残業時間の 上限規制	時間外勤務（在校時間）の上限規制の原則は「月45時間以内、年360時間以内」です。例外特 例規定もありますが、原則を守ることが求められています。「終わらない仕事」は個人で抱えず、 全体で共有し、改善や削減していきましょう。
ハラスメントの 防 止	現在は学校もパワハラ防止法の対象になっています。ハラスメントと感じたり、悩んでいたら、 組合の分会長や本部に早めに相談しましょう。

職場や教育の問題を改善したいという方は、是非、茨高教組（組合）に加入してください。一緒に働きやすい  
職場を作っていきましょう。以下の加入書に必要事項を記入し、この紙ごと茨城県高等学校教職員組合に提出し  
て下さい。（加入書はコピーして、控えをとっておいてください）。いつでも、お待ちしております！

## 組 合 加 入 書

2024年 月 日

私は、茨城県高等学校教職員組合に加入します。

氏 名 ( )

学校名 ( )

生年月日 ( 西暦・S/H 年 月 日 )

職 種 ( )

住 所